

諮問庁：検事総長

諮問日：平成29年8月10日（平成29年（行情）諮問第327号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第384号）

事件名：特定事件に係る事件記録の閲覧謄写に関する文書の不開示決定（存否
応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年検特定番号A，特定番号Bの閲覧謄写に関する書類 平成28年分」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年12月15日付け札幌地検情公第4号により札幌地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 札幌地方検察庁情報公開担当者は，推理するところ，札幌弁護士会所属弁護士特定個人Aの求めに応じ，札幌簡易裁判所平成28年（ハ）特定番号C事件：（原告）本件請求人（審査請求人），（被告）代理人上記弁護士間の第七回口頭弁論期日において乙第1号証（本件にかかる略式命令写・被告人特定個人B。以下「略式命令」という。）として，被告側から提出された刑事確定訴訟記録法4条に規定ある文書を謄写して交付した。

イ 謄写に係る略式命令の記載内容，すなわち，被告人特定個人Bは貸金業法違反（無登録）で罰金刑が確定した事実は，上記民事訴訟の攻撃防御において，本件請求人は略式命令提出前に，この事実を認めたのだから訴訟当事者間に争いはない。

ウ 本件略式命令確定から既に5年間を経過し，さらに立証のうえで全く必要性ない略式命令を札幌検察庁情報公開担当者は，単に「弁護士先生の請求だから」という理由を以て，刑事確定訴訟記録法4条に，「謄写し交付」することを許す規定はないのに，これを交付した。この事実は職権乱用に該当する違法な行為である。

エ ところで，職権乱用によって交付された略式命令は，違法収集証

抛の排除対象になることは別段、民事訴訟法 91 条により「何人も裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」事態を予告する。すなわち、名誉毀損をじゃっ起し、被告人特定個人 B にとって、耐えがたい精神的苦痛を繰り返し味わうこととなる。

これは、刑事訴訟法の目的とするところではない。

オ よって、職権乱用の是正は検事総長に委ねるとして、請求人のなすべきは、第 1 に違法収集証拠の排除を求めるため、略式命令の謄写を申し立てた弁護士名を特定し、これを為し、さらに公益の見地から再発防止すべく札幌弁護士会に対して関与した弁護士の懲戒請求する必要があるから本件請求に至った。

着任の札幌地検の検事正 C は「適格に検察権を行使し、国民から頼りにされる検察庁にしていきたい」旨、抱負を述べた。大いに期待したい。

(2) 意見書

本件に関する諮問庁の理由説明書に対して、審査請求人は否認し、又は争う。

第 3 諮問庁の説明

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定年検特定番号 A、特定番号 B の閲覧謄写に関する書類 平成 28 年分」を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件請求のうち、「特定年検特定番号 A、特定番号 B」の記載は、特定の個人を識別できる情報であり、閲覧請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることにより、特定の個人に関して閲覧謄写がなされているか否かという情報を公にすることとなり、法 5 条 1 号の不開示情報に該当する個人に関する情報であって、特定個人が識別された情報を開示することになるとして、不開示決定（原処分）を行った。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁による原処分に対し、特定年検特定番号 A、特定番号 B の閲覧謄写に関する書類を開示せよと主張しているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 開示請求の対象について

開示請求内容の「特定年検特定番号 A、特定番号 B」は、処分庁が事件を受理する事由が生じるとに被疑者 1 名につき 1 番号を付す事件番号であり、「閲覧謄写に関する書類」は、事件記録の閲覧謄写請

求があった際、作成・取得される書類であり、「平成28年分」とは、平成28年に処分庁が作成・取得したものを指す。

よって、本件の対象文書は、特定の事件番号の事件記録の閲覧謄写に関して平成28年に処分庁が作成・取得した行政文書である。

(2) 事件番号により対象文書を特定する請求について

ア 事件番号が被疑者の個人に関する情報であることについて

事件番号は、事件を受理する事由が生じるとに被疑者1名につき1番号を付す番号であることから、事件番号は特定の個人と結合した情報であり、特定の被疑者の個人に関する情報である。

そして、事件番号は被疑者のほか事件関係者等に通知等されていることから、被疑者及び事件関係者等は事件番号により特定の個人を識別することができるものである。

この点、「特定の個人を識別できるもの」（法5条1号）とは、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含み、「一般に知られておらず、当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報と相まって個人が識別される情報についても、それが開示されると、結局は、情報の伝播により個人のプライバシー侵害を招くことになるから、法5条1号の『他の情報』は一般人の知り得る情報に限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報をも含むものと解するのが相当である。」（東京高等裁判所平成20年12月17日判決（宇賀克也、新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕73ページ参照））とされている。

また、法5条1号の該当性について、名古屋地方裁判所平成14年10月30日判決（判例時報1812号79ページ参照）では、「情報公開法5条1号本文前段は、「個人に関する情報（略）であって、……特定の個人を識別することができるもの」を不開示としており、後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と異なった表現を採用していることに照らすと、同号本文前段は、不開示の根拠として、個人のプライバシー保護の必要性を直接の判断基準とする立場に立たず、特定の個人を識別することができる情報は原則として不開示とする立場を取っているものというべきである。そうだとすると、法は、本人による自己情報の開示請求のように、個人のプライバシーを侵害するおそれを想定し難い場合であっても、それが個人識別情報に該当する以上、原則として不開示とする立法態度を取っているとわがざるを得ない。」としており、個人識別情報であれば法5条1号に該当するものと言える。

したがって、事件番号は被疑者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するから、特定の事件番号の事件記録の閲覧謄写の有無等の情報については、被疑者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する（法5条1号）。

イ 事件番号が閲覧請求者の個人に関する情報であることについて

事件番号は、上記のとおり、事件を受理する事由が生じるとともに被疑者1名につき1番号を付す番号であるところ、閲覧請求のあった事件については、事件記録の閲覧謄写請求の有無等の情報は、閲覧謄写請求者の個人に関する情報でもある。

なぜならば、例えば、閲覧謄写請求者が事件番号により対象文書を特定した開示請求を行えば、自分自身を識別することができるのであるから、事件番号は、閲覧謄写請求者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると言えるため、特定の事件番号の事件記録の閲覧謄写の有無等の情報については、閲覧謄写請求者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するからである（法5条1号）。

また、閲覧謄写請求の有無を公にすることにより、当該事件に関心がある者の存否が明らかにされることや、他の情報と照合して、特定の個人が識別されるおそれがあり、特定の事件番号に係る事件記録の閲覧謄写の有無等の情報については、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する（法5条1号）。

ウ 事件番号が事件被害者の個人に関する情報であることについて

事件番号は、上記のとおり、事件を受理する事由が生じるとともに被疑者1名につき1番号を付す番号であるところ、被害者のある事件については、事件番号は当該被害者の個人に関する情報でもある。

なぜならば、例えば、被害者が事件番号により対象文書を特定した開示請求を行えば、自分自身を識別することができるのであるから、事件番号は、被害者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると言えるため、特定の事件番号に係る事件記録の閲覧謄写の有無等の情報については、被害者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するからである（法5条1号）。

(3) 存否応答拒否について

開示請求に対して、対象文書の存否を明らかにすることは、当該事件について、閲覧謄写請求の有無を明らかにすることになり、個人に関する情報を明らかにすることとなるため、法8条により、不開示決定を行うことが相当であると認められる。

4 結論

以上のとおり、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることにより、個人に関する情報であって、特定の個人に関する情報を公にすることになるとともに、特定の個人に関して個人の権利利益を害するおそれがあるため、処分庁が行った不開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年11月7日 審議
- ⑤ 同月28日 審議
- ⑥ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、「特定年検特定番号A、特定番号Bの閲覧謄写に関する書類 平成28年分」である。

処分庁は、「特定年検特定番号A、特定番号B」の記載は、特定の個人を識別することができる情報であり、本件対象文書の存否を答えることにより、特定の個人に関して閲覧謄写がなされているか否かという情報を公にすることとなり、法5条1号の不開示情報に該当する個人に関する情報であって、特定個人が識別された情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、上記第3の3(1)のとおり、刑事事件に係る事件記録そのものではなく、特定の事件番号の事件記録の閲覧謄写に関して平成28年に処分庁が作成・取得した行政文書であるところ、「閲覧謄写に関する書類」について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「閲覧謄写に関する書類」に記載されている情報は、処分庁に対して請求された刑事事件に係る事件記録の閲覧謄写に関し、閲覧謄写請求者の氏名や請求対象、請求に対する許可の可否等を内容とするものであるとのことであった。

(2) そうすると、本件開示請求は、刑事事件に係る事件記録そのものの開示を求めるものではないが、上記第3の3(1)で諮問庁が説明するよ

うに、事件番号が、事件を受理する事由が生じることにより被疑者1名につき1番号を付す、特定の個人と結合した情報であって、事件関係者を始め一定範囲の者には通知されるものであることに鑑みれば、本件対象文書の存否が明らかになると、そのような一定範囲の者の関係者（以下「事件関係者等」という。）において、当該事件に関する他の何らかの情報を入手した結果、事件番号自体により、特定の個人が当該事件の被疑者となったことを推知できる場合が生じ得ることは否定できない。

このような事情を前提に考えると、本件対象文書の存否を明らかにした場合、上記の事件番号については、上記の一定範囲の者に通知されることはあっても、他にこれを公にするような仕組みは設けられていないものと認められるから、一般人にとっては、当該事件番号自体により、又は他の情報と照合することにより、当該事件番号に係る事件の被疑者とされた者が誰であるかを識別することは困難であって、特定の個人を識別することはできないが、事件関係者等に対し、特定の個人が被疑者となったか否かという極めて機微な情報を、捜査機関等が自ら明確にし、当該情報が事実であることを裏付けることになるので、当該特定の個人の権利利益が害されるおそれがあることは否定できないものと認められる。

そして、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

- (3) 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史